社労士 ふ く し ま 月間情報

No.197
2013.12 月号

12

福島県社会保険労務士会　〒960-8252
発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3
http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～　県会情報　・臨時総会のご案内　・研修会の予定
・会員名簿の作成　・年金・労働総合相談所
・電子申請どうでしょう
P3　連合会情報　・毎月勤労統計調査　・連合会 HP 会員専用ページ情報
支部　・会津支部研修会
関係機関だより　・厚生労働省
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
P4　事務局だより
P5　理事会報告

1.新聞広告掲載の募集について(P6)

申込締切:平成 26 年 1 月 10 日(金)

県　会　情　報

1. 臨時総会のご案内

○日　時　　平成 25 年 12 月 16 日（火）午後 2 時～
○場　所　　ビッグパレットふくしま　中会議室　A（郡山市）
※開催案内及び議案書等を送付しております。
出欠について、12 月 11 日（水）までご連絡をお願いします。
出席の場合は FAX（024-534-5432）で送信お願いします。
欠席の場合は**委任状**を**返信用封筒**(切手不要)で県会事務局まで**郵送**ください。

2. 研修会の予定

H26年1月20日(月) ビッグパレットふくしま	倫理 研修	13：00～ 16：30	社会保険労務士の職業倫理等の解説、グループディスカッション、事例（設例問題）解説
H26年2月28日(金) いわきワシントンホテル	電子申請・ 第3回 研修会	10：00～	午前〈電子申請フェア〉 午後〈第3回研修会〉 年金機能強化法・3号不整合、倫理、木下潮音弁護士の講義
H26年3月6，7日 コラッセふくしま	労働条件 審査診断 研修会	6日(木) 13：30～17：00 7日(金) 10：00～17：00	受講費 3,000 円 詳細未定

※倫理研修受講確認書について、未提出の方は至急ご提出ください。遅刻、早退を合わせて 30 分以上の者は未修了となりますので、当日の天候等を十分考慮し会場にお越しく

ださい。また、月刊社労士 12 月号によりグループディスカッションに使用する「設例問題」について事前に自己学習をお願いいたします。

3. 名簿の作成について

平成26年2月1日付で新しい名簿を作成する予定です。変更事項または誤りがありましたら**平成26年1月10日（金）**までにご連絡ください。名簿は、会員のほか関係行政及び関係団体へ配布することとなります。なお、住所・事務所所在地等を変更された場合、FAXを新設された場合等は、所定の手続が必要となりますのでご連絡ください。

4. 年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

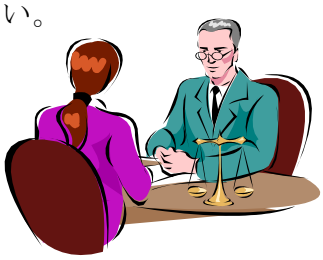

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
25 年度(10 月)	0 件	0 件	1 件	1 件
11/27(水)	1 件	0 件	1 件	1 件
今年度実績	7 件	6 件	6 件	6 件
総計	H15.6～25.11　140 件		19.7～25.11　89 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
11/13～12/4	1 件	1 件	0 件	0 件

＜次回相談員＞

〇年金・労働総合相談所

【12/25】

・飯岡克則・菱沼直子

〇被災者支援無料相談会

【12/11】村山敦子

【12/18】國嶋雅志

【1/8】　坂巻量仁

電子申請どうでしょう【第 4 回】

皆様電子申請してますか？何を隠そう私もどちらかというとあんまりしてません（電子化推進委員にもかかわらずすみません)。でも、実は行政書士業務での定款認証は電子申請のみしています。なぜかといえば、知ってる方も多いと思いますが収入印紙代4万円が安くなるためです。司法書士なら登録免許税や登記事項証明書などの料金が安くなるなどの目に見えるメリットがあります。社労士の場合は料金的なメリットは残念ながらありません（申請自体が無料なので致し方ありません)。社労士のメリットはやっぱり時間的メリットの部分が大きいかと思います。先日皆さんにお願いしておりましたアンケート結果でも行政機関へ出向くための移動時間や待ち時間の節約が一番多かったです。特に行政機関への距離が遠い先生ほどメリットを感じやすいと言えます。他にも申請用紙を入手する必要が無くなったとか、事務処理の効率が良くなったというご意見が多いようです。

では電子申請を利用している人の満足度はどうかといえば、以前よりは格段に利便性があがっているようです。まだ業務ソフトが対応して手続はあるものの今後解消へ向かうのではないでしょうか。また電子申請を利用しない理由としては、やはり利用方法が難しいといった意見が多かったようです。これが解決しないと、書面での申請のほうが簡単との結論にいたる先生が多かったようです。電子申請はある程度の慣れも必要だと思います。時々しか利用していないと手順の忘れ、添付書類の忘れで逆に時間がかかってしまう状況となってしまいがちです。

まだまだ改善余地のある電子申請ですが、やはり多くの先生が利用することにより、意見や要望が通りやすくなり、より使いやすい物になると思います。来年には電子申請の利用促進の為のフェア開催を予定しておりますので、まだ電子申請を利用していない先生は参加してみてはいかがでしょうか？とにかくやってみないとどこが良いのか悪いのかわかりませんからね。私自身もまだまだ完全に使いこなせているわけではありませんので、皆様と一緒に勉強していきたいと思います。

電子化推進特別委員会　会津支部　鈴木 俊一

連合会情報

1．　毎月勤労統計調査(第二種事業所)に対する調査協力依頼について（P7）

別紙（P7）のとおり厚生労働省より調査協力依頼がありました。ついては、会員事務所及び関与先事業所が調査の対象に指定されました際にはご協力方よろしくお願いいたします。

2．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 労災保険の特別加入の申請書などの様式の変更について（周知依頼）
- 「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」の一部改正について
- 「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」の一部改正について
- 平成 26 年における厚生年金保険法附則第 17 条の 14 等の規定による延滞金の割合の特例について

支部

1．第 2 回会津支部実務研修会

1.日　　時　　平成25年12月19日（木）　　13：50～

2.場　　所　　ルネサンス中の島　（会津若松市上町2-38　TEL：0242-24-5151）

3.研修内容　　・「年金機能強化法による制度改正について」14：00～16：00

講師　会津若松年金事務所　お客様相談室　二瓶孝子様他2名

・「自分が社会保険労務士となって」　16：10～16：40

講師　会津支部　鈴木俊一会員

・「労働条件の変更について」　16：45～17：15

講師　会津支部　佐藤洋一会員

・諸連絡　17：15～17：30

関係機関だより

1．「あかるい職場応援団」ホームページリニューアルについて

・・・厚生労働省

厚生労働省では、企業のパワーハラスメント対策を支援するポータルサイト「あかるい職場応援団」をリニューアルいたしました。取組に役立つ新規コンテンツが満載です。

詳しくは、厚生労働省特設サイトをご覧ください。

http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/

2．最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。

配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

11 月 1 日～30 日　総アクセス数 1,064（内訳：新規 498　リピーター：566）

※ 「社会保険労務士手帳 2014」の無償配布について

「社会保険労務士手帳 2014」を 1 冊同封いたしましたのでご活用ください。

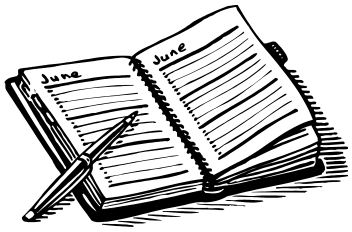

※ 年末年始の休みのお知らせ

県会事務局は 12 月 28 日（土）～1 月 5 日（日）まで休みとなります。

会務報告及び予定

11月　1～2日　北海道東北地域協議会主催3号業務研修会(ホテルメトロポリタン盛岡)
5日　第3回経営労務監査推進特別委員会（事務局）
6日　中小企業支援事業連絡調整会議（事務局）
12日　社労士会労働紛争解決センター福島運営委員会（事務局）
12日　第2回成年後見制度特別委員会、成年後見制度に関する研修（事務局）
18日　相馬支部研修会
20日　街角の年金相談センター運営部長会議（東京會舘）
22日　第4回経営労務監査推進特別委員会（事務局）
22日　労働条件審査診断事業報告会（福島県社会福祉協議会）
22日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との連絡会議（事務局）
25日　がん治療者等に係る就労支援事業オリエンテーション及び研修（事務局）
26日　中小企業支援事業「経営改善・労務管理セミナー」(会津アピオスペース)
26日　街角の年金相談センター福島運営部委員会（年金相談センター福島）
26日　街角の年金相談センター運営部事務局会議、連絡調整会議合同会議(年金相談センター福島)
27日　第126回年金・労働総合相談所（事務局）
29日　第2回研修会、北海道東北地域協議会主催東北南部3県労務管理研修会（ホテルリステル猪苗代）

12月　2日　第3回広報委員会、第7回理事会（県会事務局）
6日　いわき支部研修会（生涯学習プラザ）
7日　増子輝彦氏「いわき地区国政報告会・望年会」（いわきワシントンホテル）
11日　年金・労働総合相談所主催「退職・社労士会セミナー」（コラッセふくしま）
13日　社労士会労働紛争解決センター福島における研修会（コラッセふくしま）
16日　臨時総会（ビッグパレットふくしま）
1 月　10 日　行政書士会新年賀詞交歓会（郡山ビューホテルアネックス）
20 日　倫理研修（ビッグパレットふくしま）
2 月　28 日　電子申請フェア、第 3 回研修会（いわきワシントンホテル）
3 月　6, 7 日　労働条件審査・診断に係る研修会（コラッセふくしま）

第6回　理　事　会　報　告

日　時　平成２５年１０月２２日（火）13：30～16：25
場　所　県会事務局（福島市）
出席者　16名　金子会長、宍戸・星・冨田副会長、草野・武田・吉田常任理事、
　　渡邊・菅野・北目・清水・大橋・瀬尾・佐藤・中目・長倉理事
欠席者　３名　菅沼・蓬田・大平理事

報告事項

・　復興支援事業、研修会、経営労務監査、年金相談事業　省略

審議事項

１．　理事の辞任願の取り扱い又は解任について

　解任の手続きを進めるうえで、会則第１９条等の解釈について連合会及び厚生労働省の見解を確認する。起訴確定後、非違行為があったことを会員に通知する。

２．　会員の処分について（会則第34条第2号）

　綱紀委員会からの答申を受け、処分の可否、種類、期間について検討した。

　理事会で処分を決定するにあたり、理事会において本人の弁明の機会を設ける。勾留中で理事会に出席できない場合は、弁明の有無に関する上申書の提出を求める。

　上申書の内容により処分の手続きを進める。

３．　その他　略

＊　＊

第7回　理　事　会　報　告

日　時　平成２５年１２月２日（月）14：00～16：50
場　所　県会事務局（福島市）
出席者　15名　金子会長、宍戸・星・冨田副会長、草野・武田・吉田常任理事、
　　渡邊・菅野・北目・清水・菅沼・中目・蓬田・長倉理事
欠席者　４名　大橋・瀬尾・佐藤・大平理事

報告事項

・　浪江町の出張年金相談について、相談件数が少ないため１月から１名体制とする。
・　社労士会のＡＤＲセンターの概要、あっせんについて、会員の理解を深めるため12月13日研修会を開催する。
・　福島県立医科大学付属病院において11月から月１回「がん患者に係る就労相談支援事業」としてがん患者の就労相談に応じる。11月28日の相談は３件。
・　研修会、経営労務監査、成年後見制度、委託事業　省略

審議事項

１．　会員の処分について

　いわき支部　大平一雄会員から弁明がない旨の上申書の提出があり、綱紀委員会からの答申を受け、１年間の会員権停止とすることを決定した。

　始期は、理事の解任後（臨時総会終了後）からとする。

２．　理事の解任について

　会則第19条において理事の解任は選任の例により総会となるとの連合会の解釈に基づき、理事の解任のため臨時総会を開催する。臨時総会は12月16日とする。

３．　その他　略

福島社発第　２２２　号
平成２５年１２月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公　印　省　略）

新聞広告掲載の募集について

謹啓　師走の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より県会の運営にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

社会保険労務士制度の推進と東日本大震災復興支援事業に関して福島民報・福島民友の両紙に新聞広告を掲載（平成２６年１月下旬予定）することといたしました。

その際、福島民報の新聞広告については、県会・社会保険労務士に関する記事と名刺広告により一面を使用して掲載したいと存じます。

つきましては、下記に基づき名刺広告を募集いたしますので、新聞広告の掲載を希望される方は、下記「申込書」によりお申込いただけますようお願いいたします。

記

１．広告掲載のための最小人数　　５０人
２．掲載紙　　福島民報
３．広告料　　上限１０，０００円（人数によって広告料が変更となる場合があります。）
　　広告料は、後日、ご請求いたします。
４．掲載予定日　平成２６年１月下旬
５．掲載内容　　氏名、事務所名称、事務所所在地、電話・FAX 番号
６．申込締切　　１月１０日（金）
７．その他　　掲載希望者が 50 人に満たない場合は、掲載料との関係で取り止める予定です。

締切　１月１０日（金）

平成　　年　　月　　日

福島県社会保険労務士会　行
（FAX 024-534-5432　e-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp）

新聞広告掲載　申込書

福島民報への新聞広告掲載について、申込いたします。

支部　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写

統発１１１２第３号
平成２５年１１月１２日

全国社会保険労務士会連合会
会長　大西　健造　　殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

毎月勤労統計調査（第二種事業所）の調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を２種類に分け、常用労働者を常時３０人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、５～２９人を雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成２６年１～２月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査いたします。

次に、先の調査で明らかになった５～２９人を雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成２６年７月分から、原則として１８か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査いたします。この場合、平成２６年７月に統計調査員は調査依頼の訪問を、８月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力方格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」、「まいきん」及び「毎月勤労統計調査のお願い」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。